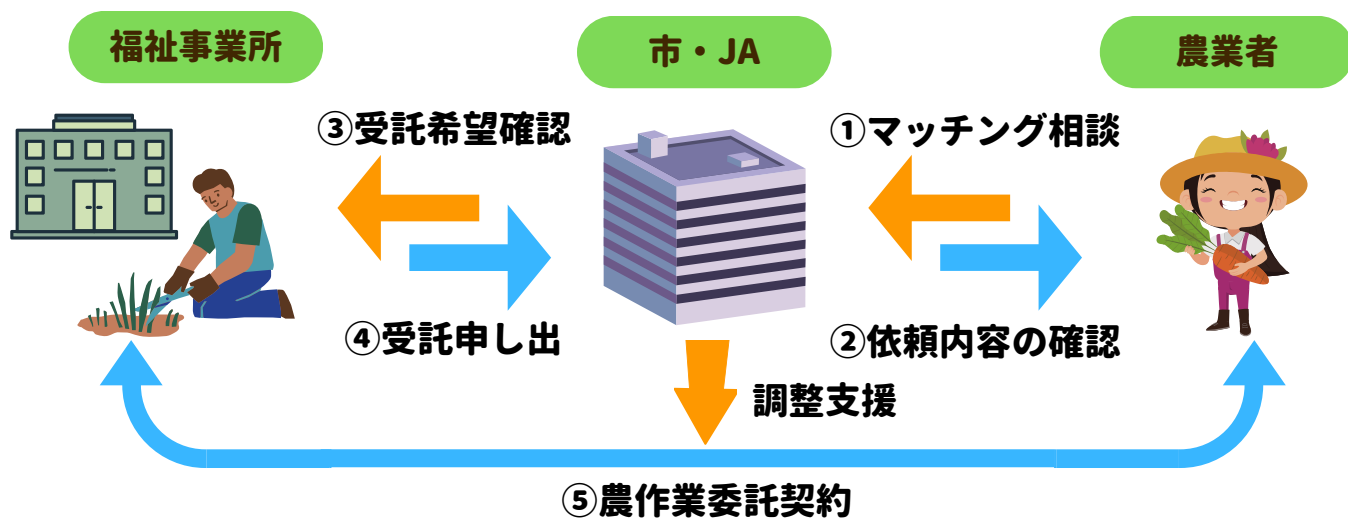


# 農福連携 Q&A

**Q** 依頼できる福祉事業所はどこですか？

**A** 「農福連携施設マップ」で御確認ください。  
事業所の紹介（マッチング）を希望される場合は、  
「農作業依頼シート」を記入して、市またはJAに御相談ください。  
※施設マップ、依頼シートは市ホームページに掲載しています。



**Q** 障害者への説明や指示はどうすればいいですか？

**A** 農作業の説明・指示は、引率する福祉事業所の職員に行ってください。  
障害者への説明・指示は、福祉事業所の職員が行います。

**Q** 1日の作業時間はどれくらいですか？

**A** 午前10時から午後3時までの間（休憩時間を含む）が一般的です。  
詳しくは福祉事業所との話し合いの中で御確認ください。

**Q** 農作業の委託料はどのように決めるのですか？

**A** 作業内容を考慮し、福祉事業所との話し合いの中で決定します。  
委託料算定の元となる作業単価には、「時間制（〇円／時間）」や  
「出来高制（〇円／個・m<sup>2</sup>・kg）」があります。市のホームページに  
「参考単価表」を掲載していますので、必要に応じて御活用ください。